

砂防指定地内制限行為許可申請の手引き

○ 申請に必要な書類

砂防指定地内制限行為を申請される方は、「砂防指定地内制限行為（砂防設備占用）許可申請書」（規則様式第 1 号）に次に掲げる図書を添えて、当該砂防指定地の所在する市町を經由し土木事務所又は姫路港管理事務所（以下、各土木事務所等）に提出して下さい。市町の窓口等申請書類の提出方法の詳細については、各土木事務所等にお問い合わせ下さい。

※ 図書作成にあたっては、「砂防指定地内作業技術審査指針」P16、17 を参照して下さい

(1) 委任状（申請者と申請手続を行う方が異なる場合、様式任意）

(2) 位置図

① 当該行為をしようとする場所を縮尺 1/10,000～1/50,000 の地形図に赤着色（住宅地図可）

② 公道に隣接していない場合は、公道から申請場所までの道順を記入

(3) 公図写し

① 当該行為区域及びその隣接土地のすべてを含む広い範囲が表示された法務局発行の地図（公図）証明書に当該行為区域を赤着色

② 公図を登記情報提供サービスにより取得した場合は、取得者の職氏名を記載のうえ押印又は氏名を自署

(4) 実測平面図（現況・計画）

① 縮尺 1/500～1/2,000 の現況を表示するのに適当なもので、当該行為区域及び周辺地域の地形が判定できるものとし、切土、盛土、構造物を色分けしたうえ、当該行為区域及び砂防指定地区域を明示（現況・計画）

② 当該図面の測量年月日及び測量者（作成者）職氏名を記載（以下の図面も同様）

(5) 縦横断面図（現況・計画）

① 縮尺 1/100～1/300 とし、当該行為区域を明確に記入

② 隣接地(河川含む)との関係がわかるものとする

③ 河川勾配は 1/n で、道路勾配は n% で記入する

(6) 求積図

① 縮尺 1/100～1/500 とし、砂防指定地内の行為面積を三斜法等により求積

(7) 工作物の構造図

(8) 現況写真

① 行為区域の状況を明確に確認することができる全景及び細部の写真とし、写真撮影日を記入するとともに、写真撮影位置を実測平面図（現況）に記入

(9) 土地に関する権原証明書等

① 申請地及び隣接地の土地所有者一覧表（地番・地目・地積・所有者住所・氏名）

② 自己の所有地で行為をするときは、当該土地に係る登記簿謄本

③ 当該土地が、他人の所有に属する場合にあっては、当該土地に係る登記簿謄本及び当該土地の所有者の同意書の写し（名義人と相違がある場合は、双方のつながりが分かる書類を添付）

(10) 他法令許認可書の写し ※「砂防指定地内作業技術審査指針」P18、19を参照

① 関係他法令を列記し、各々についての審査状況（提出日、許認可日、許可条件等）を明記

② 上記の許認可書等又は申請書（受付印を押印したもの）の写しを添付

(11) その他必要に応じて、以下の書類の提出を求めることがありますので、申請前に各土木事務所等にお問い合わせ下さい

① 利害関係人の承諾書

当該土地における行為によって、治水上砂防の上で直接影響を受けると予想される利害関係者の承諾書

② 損害賠償責任負担請書

③ 排水計画平面図（流水の方向、勾配及び水路断面を記入）

④ 排水計画計算書（流下能力計算書）

⑤ 防災計画図（平面図、縦横断面図、詳細構造図、段切位置図等）

⑥ 防災計画書（切土量、盛土量、残土量、残土処分地を記入。また、降雨時の土砂流出に備えた常備資材も具体的に記入）

⑦ 建造物の安定計算書

⑧ 工程表

⑨ その他必要が生じた書類（地質調査報告書等）

○ その他

(1) 提出部数 ※ 申請にあたっては、市町経由での提出となります

○ 神戸、西宮土木事務所管内の国直轄施工範囲（砂防法6条指定地）内
正本1部、副本3部の計4部

○ 上記以外

正本1部、副本2部の計3部

(2) 許可までの審査期間

各土木事務所等受付後、通常約3～6週間

※ 国直轄施工範囲の場合、国への協議に日数を要するため、上記よりも日数がかかる場合があります。

(3) 許可の特例

① 国又は地方公共団体（都道府県、市町、特別区、地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合）、財産区及び地方開発事業団）は、協議で足りる。

この場合の協議手続は許可申請の手続きに準ずるものとする。

② 治山事業のうち、「砂防治山連絡調整会議（地方連絡会議）」において協議が成立した箇所は、砂防設備占用を伴うものを除き、協議が成立したものとみなす。

なお、この場合にあっては、着工前に行為区域及び工期について、位置図、計画平面図、標準断面図及び協議が成立していることを示す書類のコピーを添えて届出するものとする。